

◆要介護認定を受けていないと、各制度は利用できないの？

⇒要介護認定を受けていなくても、**2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態※**であれば、利用できます。

※「常時介護を必要とする状態」かどうかは、介護保険制度上の要介護2以上であるか、または、別添の判断基準に基づき、座位保持や歩行、水分・食事摂取、排せつ、衣類の着脱等についての状態を踏まえて、判断します。

◆介護休業って、どういう時に利用できるの？

⇒介護休業は、「自分が介護を行う期間」だけではなく、「今後、仕事と介護を両立させるための体制を整えるための期間」でもあります。介護方針について医療関係者と相談する、介護サービスを受けるための手続きをする等、**介護サービスを受けるための準備期間**として利用できます。

◆介護休業を取得するほどではないけど、通院の付添や、役所への手続きのために、休みを取りたい・・・

⇒対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日、**半日単位で取得できる介護休暇**をご活用ください。※令和3年1月1日からは**時間単位**で取得できるようになります。

◆介護休業や介護休暇は、どのようにしたら取得できるの？

⇒介護休業を取得するためには、対象家族が要介護状態にあること等を明らかにして、2週間前までに原則書面で事業主に申し出ることが必要です。これより遅れた場合、事業主は一定の範囲で休業開始日を指定することができます。介護休暇の場合も、対象家族が要介護状態にあること等を明らかにして、事業主に申し出ることが必要です。介護休暇の申出は口頭でも認められます。



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークです。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することになります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

(2) 状態①～⑫のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)	自分で可	支えてもらえればできる (注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注4)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排せつ	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の服薬	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注6)	できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)	ほとんどできない

(注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注3) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注4) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注5) ⑨3の状態には、「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な意思決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。